

## 教科用図書検定調査審議会運営規則

昭和 31 年 11 月 30 日  
教科用図書検定調査審議会決定  
平成 2 年 3 月 7 日一部改正  
平成 13 年 1 月 15 日一部改正  
平成 15 年 4 月 8 日一部改正  
平成 20 年 2 月 28 日一部改正  
平成 21 年 4 月 9 日一部改正  
平成 27 年 4 月 6 日一部改正  
平成 30 年 3 月 27 日一部改正

教科用図書検定調査審議会令（昭和 25 年政令第 140 号）第 8 条の規定に基づき、教科用図書検定調査審議会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第 1 条 教科用図書検定調査審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、教科用図書検定調査審議会令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会長の選任）

- 第 2 条 審議会の会長の選任は、審議会の会議において、無記名投票による選挙で行う。ただし、出席委員の過半数の賛成があった場合には、他の方法によることができる。
- 2 前項本文により選挙を行う場合においては、投票の過半数を得た者を当選人とする。ただし、投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者 2 人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。
  - 3 前項ただし書きの場合において、得票数が同じであるため、決選投票を行わなければならない 2 人を定めることができないときは、くじで定める。
  - 4 第 2 項ただし書の規定による決選投票を行っても、得票数が同じであるため、当選人を定めることができないときは、くじで定める。

（議事）

- 第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。
  - 3 会長は、調査審議に支障があると認めるときは、調査審議の一時停止その他必要な措置を講ずることができる。
  - 4 議案を提出しようとする者は、文章をもって、会長に差し出さなければならない。
  - 5 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
  - 6 修正の動議を提出しようとする者は、案を作り、議長に差し出さなければならない。ただし、議長の承認があったときは、口頭で述べることができる。
  - 7 動議は、賛成者がなければ、議題とすることができない。
  - 8 裁決は、挙手又は起立によって行う。ただし、議決により記名投票又は無記名投票によって行うことができる。
  - 9 審議会は、文部科学省の職員に対し、説明又は意見の開陳を求めることができる。

10 議事に関係ある文部科学省の職員は、審議会の会議に出席し、議長の許可を得て発言することができる。

(部会)

第4条 審議会に、次の表のとおり、部会を置く。

部会 の 名 称	分 担 事 項
第1部会	国語科の教科書の検定に関する事。
第2部会	社会科、地理歴史科及び公民科の教科書の検定に関する事。
第3部会	算数科及び数学科の教科書の検定に関する事。
第4部会	理科の教科書の検定に関する事。
第5部会	生活科の教科書の検定に関する事。
第6部会	音楽科、図画工作科及び美術科の教科書並びに芸術科（音楽、美術、工芸及び書道）の教科書の検定に関する事。
第7部会	外国語科の教科書の検定に関する事。
第8部会	体育科、保健体育科、看護科及び福祉科の教科書の検定に関する事（第9部会の分担に属する事項を除く）。
第9部会	家庭科、技術・家庭科、情報科、農業科、工業科、商業科及び水産科の教科書（看護科及び福祉科の情報に係る教科書を含む。）の検定に関する事。
第10部会	道徳科の教科書の検定に関する事。
総括部会	第1部会から第10部会までの各部会の分担事項の総括的事項及びこれらの分担事項のいずれにも属していない事項に関する事。

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第3項により審議会に調査審議させることとされている事項のうち、次の各号に掲げる事項については部会に分担させるものとする。

- 一 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号。以下「規則」という。）第7条第1項、第8条第4項、第10条第2項又は同条第3項の規定により文部科学大臣が検定の決定、検定審査不合格の決定又は検定の留保を行うに際し、申請図書の教科用としての適否について調査審議すること。
- 二 規則第9条第2項の規定により文部科学大臣が同条第1項の規定により申し立てられた意見について判断を行うに際し、当該意見の可否について調査審議すること。
- 三 規則第14条第1項又は第2項の規定により文部科学大臣が承認を行うに際し、必要に応じ専門的な事項等について調査審議すること。

第5条 部会長の選任については、第2条の規定を準用する。

第6条 部会の議事については、第3条の規定を準用する。

第7条 会長において審議会の議決を経る必要があるとあらかじめ認めた事項に関するものを除き、部会の議決をもって審議会の議決とする。

(小委員会)

第8条 部会は、その分担事項の一部について専門的な調査審議を行う必要があると認めるときは、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、その調査審議の経過及び結果を部会に報告する。

3 小委員会は、当該部会に属する委員（臨時委員及び専門委員を含む。以下この項において同じ。）のうちから部会長が指名する委員をもって構成する。ただし、特に必要と認めるときは、他の部会に属する委員を、その委員の属する部会の部会長の承認を得て、加えることができる。

第9条 小委員会に、小委員長を置き、当該小委員会に属する委員の互選により選任する。ただし、小委員会に属する委員の数が1である小委員会にあつては、当該委員を小委員長とする。

2 委員の互選により小委員長の選任を行う場合においては、第2条の規定を準用する。

3 小委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員及び臨時委員のうちから小委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第10条 小委員会は、当該小委員会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 小委員会の議事は、委員及び臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、小委員長の決するところによる。

3 前2項のほか、小委員会の議事については、第3条の規定を準用する。

第11条 部会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもって部会の議決とすることができる。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会又は部会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が、それぞれ、審議会又は部会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成13年1月15日から施行する。

2 教科用図書検定調査分科会の部会の設置及び議決事項の取扱いに関する規程（平成11年4月9日教科用図書検定調査分科会決定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成15年4月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年2月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月27日から施行する。